

神奈川県地球温暖化対策推進条例第53条第2項の規定による市町村条例の認定
及び市町村条例に規定する事項に該当する神奈川県地球温暖化対策推進条例の
条の規定の指定

平成22年2月26日
告示第71号

改正 令和7年2月7日告示第69号

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）第53条第2項の規定により、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「市条例」という。）は、その内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとし、市条例に規定する事項に該当するものとして県条例の条の規定を次のとおり指定し、平成22年4月1日から施行する。

県条例第11条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項、第15条、第16条第1項及び第4項から第6項まで、第17条第1項から第3項まで、第19条から第23条まで、第25条から第29条まで並びに第31条の規定（第14条第3項、第15条、第16条第4項から第6項まで及び第17条第1項から第3項までの規定にあつては、計画書提出中小規模事業者に係る部分を除く。）

前文抄（令和7年2月7日告示第69号）
令和7年4月1日から施行する。